

## 「京・地域福祉推進指針」（仮称）素案に対する市民意見募集の結果について

### 1 募集期間及び応募方法

募集期間：平成31年1月8日（火）～平成31年2月7日（木）

応募方法：郵送，FAX，電子メール，京都市情報館の意見募集フォーム

### 2 募集結果の概要

応募者数 110人（うち，団体14）

意見総数 333件

#### (1) 応募者数内訳

##### <年代別人数>

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	団体	無回答
応募者数 (人)	1	8	8	6	8	25	24	2	14	14

##### <性別>

	男性	女性	団体	その他 無回答等
応募者数 (人)	57	20	14	19

##### <職業>

	会社員	公務員	自営業	主婦・主夫	学生	無職	団体	その他 無回答等
応募者数 (人)	4	8	28	8	6	20	14	22

##### <お住まいの区>

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	伏見区	団体	その他 無回答等
応募者数 (人)	9	15	12	9	4	4	7	11	9	4	5	14	7

(2) 意見の内訳

項目	意見数
推進項目 1 <住民同士の支え合い活動の促進>	165
住民同士の支え合いに関すること	41
活動への支援に関すること	37
災害時の対応に関すること	26
地域コミュニティ活性化に関すること	16
地域における見守り・相談に関すること	7
互いに認め合う地域づくりの促進に関すること	4
地域福祉活動への支援, 市民参加の促進に関すること	4
居場所の取組の推進に関すること	4
健康づくり・介護予防の取組の推進に関すること	3
その他	23
推進項目 2 <多様な活動団体が連携し, 住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり>	51
地域福祉推進委員会の活動に関すること	14
他分野との連携に関すること	8
活動団体の連携, 協働に関すること	8
効果的な情報発信に関すること	6
地域活動の担い手確保への支援に関すること	4
社会福祉施設の地域における公益的な取組に関すること	4
その他	7
推進項目 3 <困難な課題を受け止め, 円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実>	46
困難な課題の把握, 対応に関すること	18
分野横断的な連携体制に関すること	14
地域生活における多様な課題に対応する事業に関すること	10
その他	4
指針全体に関すること	71

3 御意見の内容と本市の考え方

別紙のとおり

## 推進項目1＜住民同士の支え合い活動の促進＞

## 住民同士の支え合いに関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	地域の役員だけでなく、それぞれが自らできることに取り組んでいくことが大事。	1	地域福祉は、日々の暮らしの場である身近な「地域」で生じる課題等に対して、地域のことを最もよく知っている地域住民が主体となって地域づくりを進めていただくことが何より大切です。
2	行政が地域にお願いするだけでなく、地域自らが役割を考えることのできる場作りに取り組んでいただきたい。	1	本市として、そのような地域の主体的な活動を後押しするとともに、地域だけでは解決が難しい課題等に対して、行政・関係機関がしっかりと受け止め、解決が図られる体制の充実に、引き続き取り組んでまいります。
3	挨拶など顔が見える関係が必要。	4	地域のつながりが希薄になっている中、地域の中で挨拶などの顔が見える関係づくりや地域住民が気軽に参加してみようと思うような仕組みづくりに向け、関係機関・団体とも連携し、取組を進めてまいります。
4	学区・町内のつながりや、助け合いが少なくなっている。	1	
5	住民同士に深い関わりは難しい。挨拶程度しか出来ない。	1	
6	地域の活動に参加するということだけでなく、町内の中で立ち話等をするだけでも、人との繋がりが強くなる。	1	
7	住民同士のつながりや支え合いが大切だ。	2	
8	地域の活動に、初心者でも気軽に参加してみようと思うような仕組みや啓発等、多くの人の参加を促すような工夫が必要。	4	
9	仕事と活動の両立や、一部の担い手に負担が集中していること等、地域で活動する者の負担感の大きさも認識してほしい。	5	
10	地域住民が各団体等の取組に参加することで、やりがいと喜びを感じることができる。活動の継続のためには、やらされ感ではなく自ら楽しむ要素を持たせることが大事。	3	
11	地域でのイベント等によるつながりづくりが大事である。	4	本指針では、推進項目1の取組項目②において、より多くの地域住民に地域福祉活動等へ関心を持ってもらうとともに、継続した活動につながるよう、福祉ボランティアセンター等をはじめとする関係機関と連携して、地域活動者への支援に取り組んでまいります。
12	これまでの取組に芸術家などの新しい分野との連携も効果的でないか。	1	また、推進項目2の取組項目③において、文化芸術との連携をはじめ、地域企業、NPO、大学、寺社等といった、福祉分野に限らない京都ならではの多様な主体とも連携し、これまでにない新たな視点や工夫も活用しながら、地域活動に多くの方々が関心を持ち、活動に参画する地域づくりを進めてまいります。
13	文化芸術関係者はどう福祉に関わるのか。色んな人を巻き込むなら文化芸術以外の記載も必要。	1	

14	学校の統廃合が進む中、担い手の確保や活動の継承が難しくなっている。	2	御意見のとおり、地域の活動が次世代に継承されることは大切なことと考えております。 本指針では、推進項目1において、子どもから高齢者まで幅広い世代が福祉や地域活動に対する理解を深める「福祉教育」の取組を促進するとともに、子育て期、就業期からの地域活動への参加を通じた「真のワーク・ライフ・バランス」の促進、子育て支援の活動やPTA活動への参加をきっかけにした、地域活動の担い手づくりなど、庁内関係部署、関係機関等と連携の下、取組を進めてまいります。
15	次世代の担い手確保が必要であり、子どものころからの地元学区への愛着の醸成を図るなど、地域福祉活動の担い手となる取組を進めたり、活動を伝えていくことが大切である。	3	
16	若い世代と高齢の世代がつながることが必要。	1	
17	ひとり暮らし高齢者や障害のある方などが、安心して過ごせるまちづくりに取り組んでほしい。	6	本市では、支援を要する対象者に応じて、各分野別計画を策定し、各種施策を展開しております。 今後も、本指針の推進項目1に掲げているとおり、高齢者、障害のある方、子ども、外国籍の方など、年齢や性別、文化を超えて、それぞれの多様性や人権を尊重し合う地域づくりを進めるとともに、地域における見守り・相談支援活動の促進に取り組む等により、住民同士の支え合い活動を促進してまいります。

## 活動への支援に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	行政は、住民同士の支え合い活動、各種団体間での連携において、行政の財政的支援や専門職の配置等、地域活動者の立場にたった支援をしてほしい。	10	地域福祉は、地域住民が主体となって地域づくりを進めていただくことが重要と考えております。 そうした、地域住民等の主体的な活動を支援するため、本指針では推進項目2において、多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくりを進めていくこととしております。 いただいた御意見を参考に、地域活動団体や当事者組織等の主体的な活動や担い手の方を後押すための支援について、分野ごとの施策を所管する関係部署、関係機関等とも連携し、引き続き取り組んでまいります。
2	地域活動者に対しての一定の手当があるのではないか。	2	
3	行政や機関の情報提供や共有を願いたい。	1	いただいた御意見を踏まえ、地域への情報発信のあり方等について、引き続き関係部署とも連携して、検討してまいります。
4	機関ごとでバラバラになされる地域への情報提供を整理することで、地域の相談援助がしやすくなる。	1	
5	関係機関・団体等の活動の状況の整理や様々な活動例について紹介してほしい。	3	本指針においては、地域の住民同士の主体的な支え合い活動を支援していくとともに、区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化を通じて、身近な地域で行われている関係機関・団体等の活動や地域住民等との協働による取組を集約・発信することで、より多くの地域で新たな活動が創出され、地域の実情に応じて展開されるよう、取組を進めてまいります。

6	これまでから積み上げた住民主体の実践や地域の規模や背景による活動の進め方(活動プロセス)を大事にする必要がある。	3	地域福祉は、地域住民が主体となって地域づくりを進めていただくことが重要です。したがって、地域での取組は、地域住民が、地域の関係機関・団体、そこに所属する専門職とも協働し、地域の特性を踏まえて展開されるものと考えております。本指針においては、区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化を通じて、身近な地域で行われている関係機関・団体等の活動や地域住民等との協働による取組を集約・発信することで、より多くの地域で新たな活動が創出され、地域の実情に応じて展開されるよう、取組を進めてまいります。	
7	サービス提供的な活動の創出のみが目的でなく、地域の構成メンバーの協議をする過程を大事にしなければならない。	1		
8	行政や専門職が、住民も交えた議論の中で各施策を相互に連携できるような柔軟性や発想力を学び、具体化を図ってもらいたい。そのプロセスが大切である。	1		
9	地域の諸団体の協働の際、各団体の意思決定や団体間の共有が迅速になされるべき。	1		
10	地域の諸団体で共通の問題課題を有することがあるため、団体の立場を離れて共通して問題点を見直すことが必要。	1		
11	各種団体が連携する具体的な仕組みが必要ではないか。	1		
12	活動内容によって団体間の活動の在り方が異なるはず。	1		
13	とりわけ社協・民協・自主防災が連携する必要があり、認知症声掛け訓練でできたつながりを活用したい。	1		
14	地縁団体とテーマ型団体等との連携が必要であるが、具体的な連携のありようは地域によって異なるものであることを踏まえるべき。	1		
15	より多様な主体が協働すると記載されているが、その「主体」とは何か。協働の仕組みは何か具体的に示してほしい。	1		
16	地域福祉活動は一団体でできるものではなく、各種団体間が連携して支え合いの仕組みが成り立つもの。多職種・多分野による連携が必要だ。	2		
17	助け合いの前に他者との関わりにおいて、決め付けない、無理強いしない、出来れば迷惑をかけないことを心がける。	1		
18	生活全般を見て住民活動を支援するためには、分野ごとに課題を分断しないようにすべき。	1		いただいた御意見を参考にしながら、関係機関・団体との連携の下、住民活動の支援に取り組んでまいります。
19	一定の福祉の質を確保しようとするれば、地域の質を一定以上に上げることが必須となり、そのための地域援助も不可欠である。	1		

20	地域活動の拠点として社会福祉施設に支援を求めたい。	3	社会福祉施設との協働については、推進項目1の取組項目②に記載のとおり、社会福祉法において社会福祉法人の責務とされている「地域における公益的取組」がより多くの地域で展開されるよう、区地域福祉推進委員会の活動を通じて、社会福祉施設と地域住民等の協働による取組事例等を発信する等、社会福祉施設が地域とともに取り組む活動の普及に努めてまいります。
----	---------------------------	---	---

## 災害時の対応に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	災害時に備えた取組を進めていきたい。	4	災害時の要配慮者支援においては、日頃から地域の住民同士で協力しあえる関係を構築することが、災害時に互いに助け合うことができる体制づくりにもつながるものと考えております。 本指針では推進項目1において、住民同士の支え合い活動を促進するとともに、取組項目⑨において、災害時の要配慮者への支援の充実に取り組むこととしています。
2	防災の観点でのまちづくりや災害時の要配慮者支援は大事なことであり、自治会や関係機関・団体、行政等をはじめ、福祉と防災の連携が大事だ。	6	いただいた御意見を参考に、災害時要配慮者となる方への支援のさらなる充実に向け、関係部署や関係機関等とも連携し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。
3	災害時の個別避難計画の作成が重要である。	4	本指針では、推進項目1の取組項目⑨において、災害時の要配慮者への支援の充実に取り組むこととしております。
4	災害時を想定した普段からの連絡体制や避難所運営の在り方の具体的議論と共有等の備えが必要。	3	とりわけ、要配慮者の個別避難計画の策定については、本市においては、平成31年度から、重度障害者等を対象に個別避難計画の作成をモデル的に実施することとしており、計画の作成に当たっては、避難行動に際して地域の関係機関・団体等から協力を得られるような関係づくりに取り組んでまいります。
5	個別支援計画は必要で、それにはケアマネの協力は必須。区社協や区役所、包括は事業所と地域との仲介を願いたい。	1	また、地域独自に関係機関等との連携による災害時要配慮者の個別避難行動の検討や防災訓練等に取り組まれているところもございます。こうした自主的な取組についても、より多くの地域で展開されるよう、関係部署と連携し、検討してまいります。
6	災害時、要配慮者へ情報が行き渡るようにすべき。	1	
7	災害時の個別避難計画(避難行動)は、民生児童委員だけで考えるのではなく、地域包括支援センター等の関係機関等も交えて一緒に考えるべき。	1	
8	災害時は住民だけでなく、旅行者への配慮も必要である。	1	本市では、災害時における対策として、旅行者を含む、観光客等帰宅困難者対策を実施しており、大規模災害に備えた、観光地対策やターミナル対策、事業所対策等に取り組んでいます。
9	山間地の特殊性を考慮し、発災時の高齢者のショートステイ受け入れなど柔軟な対応をしてほしい。	1	関係部署へ御意見をお伝えさせていただくとともに、今後の参考にさせていただきます。

10	災害を想定した平時からの見守りにあたって個人情報保護が壁になることがある。	3	本市では、支援が必要な一人暮らし高齢者や障害のある方などに対し、緊急時に迅速な対応ができるように、日常的な見守り体制の充実を図っていく仕組みとして「地域における見守り活動促進事業」を実施しており、高齢サポート（地域包括支援センター）、民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会、障害者地域生活支援センター等との連携の下、個人情報の提供に関する同意を得た上で、「地域における見守り活動対象者名簿」を作成し、本市と協定を締結した地域福祉組織等に貸出しを行い、日頃の見守り活動の充実を図っているところです。引き続き、当該名簿が地域において有効に活用されるよう、関係部署、関係機関とも連携し、検討を進めてまいります。
11	民生委員等に提供されている見守り活動対象者名簿をより効果的に活用できるよう検討し、提示してほしい。	1	

### 地域コミュニティ活性化に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	自治会・町内会の加入促進、活性化が必要。	8	本市では、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統の下、住民同士の支え合いの精神に基づく地域コミュニティが形成されています。そうした地域コミュニティの活性化に向け、本市では「京都市コミュニティ活性化推進条例」を施行し、住宅関連事業者等と連携し、自治会・町内会への加入促進に取り組むとともに、地域の住民組織をはじめとした多様な主体の協働の推進に取り組んでおります。本指針では、推進項目1の取組項目⑥に「地域コミュニティ活性化の取組との連携」を設定し、庁内関係部署や関係機関・団体等とも連携しながら、京都が誇る「地域力」を未来に引き継ぐとともに、優しさにあふれる共生の文化の推進に向け、取組を進めてまいります。
2	向こう三軒両隣のような近隣の関係性や声かけ、門掃きなどは大事であり、そうした活動例を知りたい。	3	
3	住民の高齢化が進み、地域活動に参加してもらえない。学区自治そのものの存亡の危機にある。	1	
4	自治連合会の調整機能が問われる。	1	
5	全ての住民、地域組織が一体となって進めるイメージができればよいが、現在の学区制度の組織、役割について見直すことも必要であり、どこから進めていくかの過程が必要。	1	
6	空き家の対策について、関係機関と連携して実施していただきたい。	1	
7	民泊・宿泊施設を何とかしてほしい	1	

### 地域における見守り・相談に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	自ら支援につながる事が難しい人や声を上げることができない人への支援の視点が必要。	3	地域の課題の複雑化・多様化が進む中、本指針では、「課題を抱えた方々の状況が深刻化する前に、早期に気づき、支援に結び付ける体制づくり」に取り組むことが重要であると考えております。 地域において主体的に進められてきた住民同士の支え合いの活動を更に促進し、より多様な主体が協働することで、地域の中での「気づき」の力と、相談に応じる専門機関や行政に適切に「つなぐ」力を高めていくとともに、行政・支援機関等の分野横断的な支援体制を強化することで、しっかりと受け止める力の向上にも取り組んでまいります。
2	専門機関や行政に対するつなぐ力の向上が必要。	2	
3	認知症の方への対応として、地域でできる範囲で見守り活動を行いたい。	1	
4	課題を抱えている方のしんどさに気づく力の向上がどの活動にも求められる。その事の説明もいるのではないか。	1	

### 互いに認め合う地域づくりの促進に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	取組項目①の互いに認め合える地域づくりは息の長い取組が必要であるが、そうした社会の実現に向け、取組を進めていただきたい。	2	本市においては、高齢者、障害のある方、子ども、外国籍、LGBTの方など、一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと暮らせるまちづくりに向け、それぞれの所管部署等において、人権啓発に関わる取組を進めております。 引き続き、所管部署等との連携の下、それぞれの多様性や人権を認め合う社会の実現のため取組を進めてまいります。
2	推進項目1-①に「障害のある方」の記載がある点が評価できる。このまま、記載を残してほしい。	1	
3	生涯学習(大人の福祉教育)の推進が欠かせない。	1	

### 地域福祉活動への支援、市民参加の促進に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	取組項目②「地域福祉活動への支援、市民参加の促進」には高齢者のみならず障害のある方など幅広い対象の社会参加も記載してほしいか。	2	御意見を踏まえ、取組項目②において、障害のある方の社会参加についても記載いたしました。 推進項目1の取組項目②とおりに、より多くの地域住民が地域福祉活動に関心を持ち、活動の参加と継続した活動につながるよう、市民参加を促進する機関や児童や青少年の活動支援機関等、さまざまな機関、団体等と連携を図り、取組を進めてまいります。
2	市社協・区社協・福祉ボランティアセンター等の「等」は、具体的に何を想定しているのか例示でよいので示してほしい。	1	
3	地域福祉活動を推進していくための、研修や普及啓発が必要。	1	



## 居場所の取組の推進に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	居場所の取組はつながりの希薄化の解決策にもつながる。世代を超えた取組や、災害対策の要素も取り込んだ取組、また、こども食堂や一人で留守番をしなければならない子等が集まれる場所といった子どもの居場所づくりも大切である。	4	居場所は住民同士のつながりを高めるとともに、住民の悩みや異変の「気づき」の場になるものと考えております。 本指針において、推進項目1の取組項目⑧のとおり、子ども食堂等をはじめ、身近な地域での創意工夫のある多様な居場所の拡充に向けて、関係機関、団体と連携しながら、取組を進めてまいります。

## 健康づくり・介護予防の取組の推進に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
7	③の健康づくり・介護予防の取組の推進が大切だと思う。	1	地域ぐるみでの健康づくり・介護予防の取組をより一層促進していくため、関係機関・団体と連携し、効果的な展開を図ってまいります。
8	特に健康づくりや介護予防の取組推進は縦割り推進されている。	1	
9	地域福祉の向上にはタバコ対策の推進が必須です。禁煙相談の窓口の周知、公共施設でのチラシ配架など啓発が必要。	1	

## その他

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	京都市もひきこもりやニートなどの若者支援として地域住民のサポーターを育成するなど、独自の若者就労支援を構築してほしい。	1	指針の作成にあたり、参考にさせていただきました。
2	すべての市民が地域福祉の主体者であることをもっと表現すべき。	1	
3	京都の地域の図に「老人福祉員」を記載すべきである。	2	
4	京都の地域の図に「地域包括支援センター」を記載すべきである。	1	
5	京都の地域の図に「警察」を記載すべきである。	1	
6	京都の地域の図に「行政」を記載すべきである。	1	
7	京都の地域の図に「学区」を記載していないのはなぜか？	1	

8	活動をすることが具体的に自らのメリットにつながることを表現した方がよいのではないか。	2	御意見を踏まえ、各項目に取組項目に事業の説明やコラムを入れるなど、記載内容を工夫いたしました。
9	互いに認め合う地域づくりはどうすれば実現できるのかわかるようにしてほしい。	1	
10	具体的な事例や表現が必要。	4	
11	③健康づくり・介護予防の取組を具体的に書いた方がよい。	1	
12	地域福祉活動を推進する上で、活動を具体的にイメージしてもらえるような具体的な対策や支援策を明記することが必要。	1	
13	②「地域活動、地域福祉活動への支援、市民参加の促進」の前提として、それら活動を取り組みやすくする環境整備を明確に項目化した方がわかりやすい。	1	
14	「やりがいと喜びを感じ」は、何をもってやりがいと喜びを感じるのか、少し言葉を加えた方がよいのでは。	1	
15	指針の推進項目の中に具体的にイメージ化出来る様に中身の充実を図っていただきたい。そうすれば、理念も含めて正確に伝わるのではないかと思う。	1	
16	実効性のある対策や対応を具体的に進めていくことが大事である。	3	本指針の推進と目指す姿の実現に向け、関係部署としっかり連携し、地域住民、関係機関・団体の皆様とともに取組を進めてまいります。

推進項目2＜多様な活動団体が連携し、住民とともに協働の取組を推進する仕組みづくり＞  
地域福祉推進委員会の活動に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	地域福祉推進委員会で多様な主体との協働を行う場合には、行政の関わりが欠かせない。	4	区地域福祉推進委員会に、引き続き区役所は参画するとともに、区地域福祉推進委員会の活動を通じて推進項目2の各取組が進められるよう、支援の充実に取り組んでまいります。
2	区地域福祉推進委員会が形骸化しないためには、モデル事例の蓄積と検証プロセスを委員と共に共有することが必要であり、そのための行政からの財源確保、組織運営のためのサポートが必要。	1	
3	地域福祉推進委員会の充実に、より多様な事業を運営推進できる予算措置と権限がほしい。	2	
4	自治会・町内会等のまちづくり関係団体との協働が必要。	3	本指針においては、推進項目2に記載のとおり、社会福祉施設や福祉分野に限らない多様な主体の協働の取組が、地域の実情に応じて創出されることを目指していくこととしており、御意見のとおり、自治会・町内会や当事者組織、企業とともに取り組んでいくことが重要であると考えております。 また、取組にあたりましては、区地域福祉推進委員会の事務局を持つ区社協と十分に連携を図るとともに、既存の分野別ネットワーク会議との連動性も含め、関係機関、団体、関係部署等とも連携を図り、取組を進めてまいります。
5	区地域福祉推進委員会には当事者団体にも入ってもらふことが必要。	1	
6	地域役員が高齢化してくるなか、学区にある福祉施設や企業などを地域福祉活動に巻き込んでいく動きを推進していくべきだ。	1	
7	既存の行政等の分野別ネットワーク会議との連動性と双方向性の確保が必要。	1	
8	NPO団体等との協働のための環境整備が必要。	1	

他分野との連携に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	活動団体の連携に当たっては、これまでの枠にとらわれず、自らの分野に固定されず、幅広い視点で連携することが必要だ。	2	本指針においては、推進項目2の取組項目3において、福祉分野に限らず、地域の特性に応じた多様な主体によるまちづくりを推進していくこととしております。御意見を踏まえ、関係部署等とも連携し、取組を進めてまいります。
2	一つの目的に向かって協働する学校運営協議会の活動は参考になる。	1	
3	姉妹都市の取組を参考にすることや、活動団体との連携の検討も必要だと思う。	1	
4	多様な方々が関わりを持つことで、地域力が高まると思う。芸術家が関わることも有効である。	1	
5	企業の社会貢献との関わりも重要。	1	
6	児童館事業、幼・小中高・大との連帯を持つ機会があればと思う。	2	

## 活動団体の連携、協働に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	地域の活動団体がそれぞれ何をしているか情報共有することや、取組の成果を共有する場等が必要。	3	<p>推進項目2の取組項目①区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化を通じて、今後は生活に身近な地域において、地域住民と地域の活動団体等の顔が見える関係づくりを進めるとともに、協働による取組を創出していきます。そうした身近な地域での協働の取組を区域レベルで区地域福祉推進委員会が中心となり、情報の集約と発信を行うことで、より多くの地域で協働の取組が展開されるよう、事務局を持つ区社協とも連携を図ってまいります。</p>
2	地域福祉推進委員会が具体的な取組を企画し、展開させていくとともに、成果を共有する実質的な場となることが大事。	1	
3	地域の中で小単位・グループでの話し合いや意思疎通が必要。	1	
4	住民の地域離れが進む中、社協、民協、自治会等、各地域団体の取組の啓発が必要である。	1	
5	地域の多世代の協働による活動に、区地域福祉推進委員会の支援が大切だ。	1	
6	地域間での関わりや親交を深める機会をつくり、地域を孤立させないことが必要だと思う。	1	

## 効果的な情報発信に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	地域住民のニーズを把握する仕組みや、困っている人が自ら相談に行くことができるような情報の発信が必要。	3	<p>これまで区地域福祉推進委員会において、地域資源の共有を目的に福祉施設等の情報を掲載した福祉総合マップの充実に取り組んできましたが、今後は、さらに関係機関・団体等とも連携を図り、身近な相談窓口にかかる情報の集約と発信等に取り組んでまいります。これらの取組を通じて、地域住民のニーズ把握と課題解決に向けた協働の取組の創出につなげ、地域の実情に応じた「気づき」「つながり」の仕組みの構築の後押しをしてまいります。</p>
2	支援の情報が行き渡っておらず、ネットワークがあったとしてもそれが有益なのか実感づらい。	1	
3	相談の入り口は出来るだけ一元化し、その後多様な活動団体が連携できるようにすればよいと思う。	1	
4	福祉総合マップは社協だけでなくいろいろな機関が作成しているので効果的な情報発信が必要である。	1	

## 地域活動の担い手確保への支援に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	地域団体の担い手確保のための支援をしてほしい。	4	<p>区地域福祉推進委員会が、関係機関や団体と連携し、地域福祉活動の普及啓発を目的としたシンポジウムの開催等を行うことで、地域住民の地域福祉への理解を広げるとともに、地域団体の担い手確保の支援にもつなげていきます。</p>

## 社会福祉施設の地域における公益的な取組に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	自分の地域では、福祉施設が積極的に学区の地域福祉活動に関わってくれるので大変助かっている。	1	社会福祉法人の「地域における公益的な取組」については、社会福祉法において法人の責務とされており、本指針においては、推進項目2の取組項目②において、社会福祉施設との協働による地域づくりを進めていくこととしております。
2	社会福祉施設が主体的に地域に関われるよう、社会福祉施設の地域公益的取組の事例を共有し発信できる場が必要である。	3	取組にあたりましては、社会福祉施設等と連携しながら、区地域福祉推進委員会の取組を通じて、先進事例の共有や発信等を行い、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」がより多くの地域で展開されるよう努めてまいります。

## その他

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	災害時の要配慮者への支援を考えることが必要。	1	災害時の要配慮者への支援に当たっては、推進項目1の取組項目⑨のとおり、見守り体制の充実や重度障害者等の個別避難計画の策定等に取り組むとともに、推進項目2の取組項目①のとおり、区地域福祉推進委員会の取組の充実・強化を図り、災害時の要配慮者への支援も含め、身近な地域での支え合い活動が多く地域で展開されるよう、地域住民、関係機関・団体等とも連携しながら、取組を進めてまいります。
2	各種団体等の地域活動の企画に当たっては、活動回数等、参加する地域住民の負担についての配慮が必要。	1	推進項目2を推進していくにあたり、参考にさせていただきます。
3	多様な主体に地域へ貢献するという共通の目的をもってもらえるような協働の仕組みが構築できるよう、それを調整する社協の役割は大きい。	1	市社協・区社協に御意見をお伝えさせていただくとともに、多様な主体との関わりについて、本市としても市社協・区社協とも連携しながら、取組を進めてまいります。
4	企業・NPO・大学等の新たな主体との関わり方について、区社協はノウハウを蓄積していかなければならない。	1	
5	学区社協と民協が費用面も含めて一緒に取り組むことが必要。	1	学区社協と民協は、地域福祉を進める車の両輪として、連携強化を一層進めていく必要があり、今後も、地域福祉活動における研修等を通じて、お互いの位置づけや機能の違いをいかした連携により、活動が展開できるよう、本市としても支援に取り組んでまいります。
6	推進項目2の②に「福祉施設の建設、とりわけグループホーム等居住系施設の建設について、共生社会の一翼として理解を広げる」などの文言を記載していただきたい。	1	福祉施設等を所管する関係部署とも情報共有させていただくとともに、推進項目1の①に掲げる互いに認め合う地域づくりの促進に取り組んでいくうえでの参考にさせていただきます。
7	社協が策定する地域福祉活動計画で、共通の目標とそれぞれの役割を示すことが必要だと思う。	1	本指針の内容については、各区社協等が策定する区地域福祉活動計画に反映することとしており、市・区社協と連携して取組を進めてまいります。

推進項目3<困難な課題を受け止め、円滑に支援につなぐ行政機関等の体制の充実>  
 困難な課題の把握、対応に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	困難な課題の解決に当たっては、行政としての役割を示すことが必要である。	2	地域だけでは対応が難しい生活課題に対しては、保健福祉センターと関係機関が一体となって、課題をしっかりと受け止め、円滑な連携の下、早期に適切な支援に結び付けていくことを目指していきます。 指針においては、推進項目3の取組項目①のとおり、行政・関係機関等が支援調整を行う体制の強化に取り組むとともに、取組項目②のとおり、地域あんしん支援員設置事業やひきこもり支援、いわゆるごみ屋敷対策等のこれまで本市において進めてきた分野横断的な取組や、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの3施設一体化整備による相談支援体制の充実、要保護要支援児童対策の機能強化、生活困窮者自立支援事業、成年後見制度の利用促進を通じた権利擁護の推進等、各種の生活課題に対応する事業についても充実を図ってまいります。
2	行政や関係機関が相談をしっかりと受け止めることが必要である。	2	
3	包括的な相談窓口に統合してはどうか。	1	
4	支援を進めていくに当たっては、しっかりと本人の思いに寄り添うことが必要。	1	
5	地域で把握された課題を、行政、関係機関がしっかりと受け止め解決していくには、その受け止め先を明記した方がよい。	1	
6	市民への周知を期待する。	1	
7	困難な課題の把握が大事。どうやって課題の把握を行うのか。	1	困難な課題に把握については、推進項目1のとおり、住民同士の支え合い活動を促進し、身近な地域で地域住民や関係機関・団体がつながることで、地域における「気づき・つなぎ・支える」力の向上を目指していくこととしております。 それに当たっては、地域に身近な相談相手である民生児童委員や老人福祉員、障害者相談員、学区社会福祉協議会等で実施されている見守り・相談支援活動は非常に重要です。指針においては、推進項目1の取組項目⑦において見守り・相談支援活動の促進を掲げるとともに、そうした活動により把握された困難な課題等を行政・関係機関がしっかりと受け止め、円滑な支援につなぐ体制の構築を目指してまいります。
8	学区社協や民協などが支援を必要とする人を把握し、行政につなぐ支援の枠組みが必要。	1	
9	行政、関係機関の関係者が実際に現場や地域を視察してみてもどうか。	1	
10	困難な課題に対応していくため、区社協と区役所との間での定期的な情報共有、意見協議等、より一層連携していく必要がある。	3	
11	公民の垣根を超えた多職種連携チームアプローチを包含する仕組みや各役割の明確化が必要。	1	困難な課題に対応していくためには、御意見にありますとおり、行政のみならず関係機関・団体等と連携して取り組んでいくことは重要と考えております。複合的な課題を抱える世帯等への支援に当たっては、保健福祉センターをはじめ、行政、関係機関・団体がともに支援方針を考え、適切な役割分担のもと支援を行う、協働による支援体制の充実が図られるよう、引き続き、検討を進めてまいります。
12	困難な生活課題を受け止める体制の充実は必要だが、効果確認や更なるフォローのためには地域の活動団体との連携が必要。	1	
13	困難事例への対応成果を地域福祉推進委員会の俎上に上げ、関係機関・団体の連携の仕組み構築や新たな事業につなげていくことが必要。	1	
14	地域あんしん支援員や地域支え合い活動創出コーディネーター業務との連動性や、推進項目2との連携を模索すべきである。	1	

## 分野横断的な連携体制に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	行政の縦割りをなくし、分野横断的な連携体制の構築が必要である。	3	<p>地域の課題が複雑・多様化する中、個別の施策だけでは対応が困難な課題に対し、分野横断的な支援体制を強化していくことは重要であると考えております。</p> <p>このため、指針においては、行政・支援関係機関等による分野横断的な支援体制の強化を重点目標の一つとして取組を進めていくこととしております。</p> <p>平成29年度に設置した「保健福祉センター」の機能を最大限いかし、関係部署及び関係機関が持つ強みを十分に発揮し合い、支援の役割分担が一層円滑に進むような体制づくりに向け、引き続き検討を進めてまいります。</p>
2	保健福祉センターの再編はあったが、行政の縦割りは残っている部分があるため、困難ケースの事例共有や活発な意見交換等が可能となる体制づくりが必要。	2	
3	「困難な課題」には分野横断的に複合的に関係しているものも考えられる。「子ども若者はぐくみ」局・室との連携体制の設計が必要。	1	
4	困難事例への対応が安易に住民の支え合いにつながれないよう、行政の中でつないでいく仕組みが必要。	1	
5	課題をどのような類の課題かしっかりと認識し、適切な処置やしかるべき機関につなぐためには、結局は個人や係の能力だと思うので、区役所や関係機関でのナレッジマネジメントの導入や積極的な活用を検討する必要がある。	1	
6	保健福祉センター内でのコーディネート機能の確保と見立てを行う統括保健師へのバックアップ体制が必要。	1	
7	統括保健師に保健福祉センター内のネットワークの役割を一層発揮してもらうことが必要。	1	
8	行政も含めた支援者側の役割分担と支援の見立て、支援者側がバーンアウトしない取組が必要。	1	
9	行政も関係機関も福祉に継続的に従事できる専門性あるコーディネーターを複数養成し、支援が途切れないようにすることが必要。支援の取組は優先順位を決めて行動に移すことが必要。	1	
10	職員の意識向上が必要。	2	

地域生活における多様な課題に対応する事業に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	制度の狭間といった状況に対して、支援を行う地域あんしん支援員設置事業など、地域生活における多様な課題に対応する事業は重要であり、引き続き推進していくことが必要。また個別支援の事業を通じて、地域支援につながるような取組を期待したい。	5	引き続き、複合的な課題を抱える方や制度の狭間にある方等、支援が必要な方等に対し、的確に支援の手が差し伸べられるよう、関係部署、関係機関等と連携の下、取組を進めてまいります。
2	推進項目3の中に、「障害のある子どもの母親が安心して働き続けられる社会環境づくりについて、医療と福祉の連携による地域包括ケアの推進」を追加していただきたい。京都市のりハビリテーション推進センターにもこうした役割を期待したい。	1	
3	「MCIの方、若年性認知症の方、初期認知症の方とご家庭」との共生のための項目を上げてほしい。	1	
4	成年後見制度の市長申し立ての手続きを簡素化したり、申し立てできるケースを増やしてもらうなど、できるだけ速やかに対応してほしい。	1	市長申し立ての手続きは、法規に基づき定められており、本市独自に簡素化することはできませんが、今後、迅速・円滑に申し立て事務に対応できるように、事務を担う成年後見支援センター職員の増員を行う予定です。
5	京都市成年後見支援センターを制度利用の中核機関とし体制を充実、成年後見制度の利用に伴う認知症高齢者の支援機関への専門職派遣等とあるが、これだけでは十分ではない。	1	本市としては、国の策定した成年後見制度利用促進基本計画に沿って、一層の利用促進を図ってまいります。
6	本指針は、成年後見制度利用促進計画としても位置付けられることから、災害時の要配慮者支援の充実に関して、災害時の成年被後見人等の保護について、関係機関と防災協定を締結する等、京都市成年後見支援センターを中核機関として関係機関とどのように成年被後見人等を保護していくかについて検討いただきたい。 (以下、具体的提案) 大規模災害時の市民後見人や親族後見人等の安否確認については、どう取り組んでいくのか。 また、大規模災害により、被災した成年後見人等が業務遂行不能となった場合、成年被後見人が遠方の施設に收容されることになった場合に、必要に応じて成年後見人等を速やかに追加選任できる体制の構築や他都市との相互受入について検討すべき。 さらには、家裁の発行している後見人ハンドブック等には大規模災害時の後見人等の対応についてのマニュアルがない。これらについては、関係機関と協議を進め、一定のルールを連携機関全体で共有することが必要。 これらの取組を推進していくためには、京都市成年後見支援センターと関係機関が防災協定を締結することも有益である。	1	災害時における要配慮者への支援については、成年被後見人に限らず、課題があるものと認識しています。本市においては、災害時における要配慮者のうち、同意を得られた方の名簿を作成し、地域の関係団体に提供する「地域における見守り活動促進事業」を実施しており、日頃の見守り活動の充実をもって、災害発生時における支援体制の構築に取り組んでいます。成年被後見人においても、必要に応じて本事業の活用を御検討いただきますようお願いいたします。 成年後見人が業務遂行不能となった場合や成年被後見人が遠方施設に入所せざるを得なくなった場合の成年後見人追加選任体制、また後見人ハンドブックの内容の検討は、いずれも家庭裁判所の判断となります。 また、他都市施設との災害時の相互受入については、成年後見制度の枠組みの中での具体化は難しいですが、貴重な御意見として承ります。 このように、防災の問題については、現時点では成年後見支援センターが主となって対応するものと考えていませんが、今後、必要があれば、御提案の主旨を踏まえて検討を行ってまいります。



## その他

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	実行可能な体制構築を図られたい。	2	実効性が伴うものとなるよう、引き続き検討を進めてまいります。
2	レジリエンスやSDGsに関わる事項であることを明記すべき。	1	指針の作成にあたり、参考にさせていただきました。
3	今でもしっかり対応されている。	1	引き続き、取組を進めてまいります。

## 指針全体に関すること

番号	市民の皆様からの御意見の要旨	件数	御意見に対する本市の考え方
1	専門的な用語が多く、わかりづらい。市民にわかりやすいものにしてほしい。	5	御意見を踏まえ、取組項目に事業の説明やコラム、また用語解説を入れるなど、記載内容を工夫いたしました。
2	範囲が広すぎる。その中で、本指針を策定する意義は何か。	2	本指針は社会福祉法に規定されている市町村地域福祉計画として「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通に取り組むべき事項」を分野横断的に盛り込む計画であるという性質から、本市においては、各分野別の福祉計画に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を定めるものとして策定しております。
3	行政計画に市民自ら取り組みたいことを聞く意図は何か。また、様々な人や団体等の「等」は何か。	1	地域福祉は、地域住民、関係機関等が主体となって地域づくりを進めていただくことが重要であり、行政としては、そのような地域の主体的な活動を後押しするとともに、地域では解決が難しい課題等に対して、しっかりと受け止め、関係機関等とともに一体となって解決に向け、取り組んでいくことが必要と考えております。そのため、本指針の内容について、地域住民、関係機関等の皆様と一体となって進めていくものにするため、今回自ら取り組みたいことについても、御意見としてお聞きすることとしました。様々な人や団体等の「等」については、行政等を含む、多様な主体を含んだものです。
4	本指針は「課題を抱えた個人」に対する視点が中心になっており、具体的な福祉サービスの推進にかかる記載が乏しいのではないか。	1	本指針は市町村地域福祉計画として、福祉分野全般において共通して取り組むべき事項を分野横断的に盛り込む計画であるという性質から、本市においては、各分野別の福祉計画に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を定めるものとして策定しております。また、具体的な福祉サービスの推進については、各分野別の計画において定め、取組を進めることとしています。
5	区基本計画との関連性は。	1	本市では、地域ごとの個性をいかした魅力あるまちづくりを進めるため、各区役所・支所において「各区基本計画」を策定しています。一方、本指針は、各分野別の福祉計画に共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を定めるものとして、全市的な視点から策定するものです。御意見を踏まえ、各分野別計画との関係性を4ページに記載いたしました。
6	レジリエンス戦略と本指針が一体的に展開されるべきではないか。	1	本指針に基づき、地域住民のつながりの強化に取り組むことは、社会情勢や災害にも強い持続可能なまちづくりにつながるものであり、「京都市レジリエンス戦略」と一体的に展開してまいります。

7	全体的に担い手の主体がわかりにくい。	3	本指針は、世代や分野を超えて、地域、暮らし、生きがいをを共に創り、高め合うことのできる社会を目指すものであり、全ての人々や団体が役割を持って進めていくものです。
8	指針において、市民は主権者であることを明示していただきたい。	1	本指針に基づき、具体的な取組に際しては、御意見にありますとおり、それぞれの役割がしっかりと伝わることを意識して進めてまいります。
9	京都の地域力、京都ならではの何か。	3	本市では、住民同士の支え合いが長い住民自治の歴史の中で培われ、学区単位での地域活動をはじめ、今では文化として根付いています。本指針は、そうした文化として根付く、「京都の地域力」をいかすとともに、地域企業や大学、寺社等といった、京都ならではの多様な主体が地域住民と協働して取り組む活動を推進します。
10	本パブリックコメントのフォーマットが意図することがよくわからない。	1	指針は、他の分野別計画のように数値目標を持つものではなく、分野別計画の共通する地域福祉の理念や、分野を超えて一体的に取り組むことが効果的な施策の方向性を定めるものとして策定するものです。そのため、市民意見募集に当たっては、本市の目指す姿をわかりやすく伝えるとともに、内容を固定化せず、市民の皆様により自由な発想で意見をいただくことを意図したものです。
11	指針の目指す姿に共感する。指針の実現に向けて、取組を進めてもらいたい。	11	地域住民、関係機関・団体、行政と連携し、指針の目指す姿の実現に向け、取組を進めてまいります。
12	地域は住民自ら考え、動いていくことが大事だと思うので、指針をもとにみんなで取り組んでいけるものにしてもらいたい。	1	
13	指針が目指す姿の実現に向け、福祉に関係のない方も巻き込んだ取組となるよう、指針を着実に進めてもらいたい。	1	
14	市広報板の工夫とともに、地域福祉推進指針を身近な地域ぐるみのシステムとして地域で浸透させていくことができればよいと思う。	1	
15	福祉という観点から論理的によく描写されている。行政としてのスタンスを伝えるようにすれば、京都ならではの地域に近づく。	1	
16	現行指針の総括と京都市の地域福祉を取り巻く状況の分析を示す必要がある。	1	指針の第2章及び第3章に本市の地域福祉を取り巻く状況と前指針の取組状況を記載しております。
17	指針で新たな取組やどこまで住民や関係機関等に求めるのかわかりやすくした方がよいのではないか。	4	御意見を踏まえ、本指針の作成にあたり、参考にさせていただきました。

18	高齢化の中、地域の役員も高齢化しており、他機関、他団体との連携・協働など、新たな支え合いの形を考える必要がある。	3	これまでの取組の強化や、新たな支え合いの取組の創出に向け、推進項目2の内容を中心に、福祉分野に限らない多様な主体が地域住民と協働して取り組む活動が、地域の実情に応じて展開されるよう、取組を進めてまいります。
19	今後は学区だけでなく向こう三軒両隣の小さなコミュニティから理解を深めるなどの新たな考え方が必要。	1	御意見のとおり、地域における支え合いの促進に当たっては、まずは挨拶など顔が見える関係づくりやご近所同士の関わり合いが基本となることを踏まえて、取組を進めてまいります。
20	普段から地域住民同士のつながりがあることが、困ったときに助けてもらえることになる。	1	
21	具体的な取組がイメージしにくい。町内会で隣近所や地元での行事への参加を呼びかけるぐらいしか始められない。	1	
22	市や市社協の方が、現場に来て実情を把握するとともに、縦割りにならず、住民目線で地域活動への支援をしてほしい。	2	市社協とも十分に連携を図りつつ、地域で活動されている方々の御意見を踏まえながら、地域の実態に沿った取組が各地域で展開されるよう、検討を進めてまいります。
23	行政が地域福祉推進のための助成等の支援策を講じる場合、事業の対象などによる財源の制限を含め、一つの事業で様々な対象や取組ができるよう、地域活動者の立場にたったものにしてほしい。	2	御意見は、地域の創意工夫のある共生の取組を後押ししていくうえで、重要な視点であると考えており、関係部署とも共有し、今後の取組を進めてまいります。
24	推進項目3のように行政の立場・役割を明確にした上で、推進項目1～3が連動・連携することが重要。	2	御意見のとおり、推進項目1～3はそれぞれが独立したものではなく、連携することが重要だと考えております。 日々の地域での住民同士の主体的な活動の中から、地域の課題や対応が難しい生活課題等を、関係機関や行政が把握し、ともに解決策を検討し、必要に応じて、行政の施策につなげるといった活動を通じて、地域住民の生活の充実につながります。 引き続き、地域住民や関係機関・団体の皆様とも十分に連携を図りながら、取組を進めてまいります。
25	本指針を進めるうえで、行政と市民のつなぎ役となる社協の役割に期待する。	2	市社協に御意見をお伝えさせていただくとともに、引き続き、市社協・区社協とも連携し、本指針の取組を推進してまいります。
26	「相談支援機関等」の役割は大きく、全ての項目に関わってくる。	1	引き続き、関係機関等とも連携し、本指針の取組を推進してまいります。
27	区社協、行政、包括など関係機関の方々はよくやっけていただいている。	1	
28	専門機関や行政の連携だけでなく、地域にあるネットワークと関わるなど、現場の福祉課題を吸い上げ集約し、解決策を図る仕組みが必要である。	2	地域包括ケアシステムをはじめ各分野において、各圏域ごとに協議体やネットワークを構築し、地域の福祉課題を吸い上げ、集約し、解決に向けて取り組む仕組みづくりを進めているところですが、いただいた御意見を踏まえ、今後、より一層効果的に支援が展開されるよう、検討してまいります。

29	共生の文化を推進するものという理念を掲げる本指針の中で、推進項目3の②にある「困難な課題」について、支援を受ける当事者の観点から「困難」というような評価的な文言は見直すべきである。	1	御意見を踏まえ、支援を受ける当事者の観点から、推進項目3の②の「困難な課題」を「多様な課題」に改めました。
30	複合的な課題の例の中に、「高齢の親とひきこもりの子どもが同居する「8050問題」」については、「高齢の親と障害のある子どもやひきこもりの子どもが同居する問題」と書き換えていただきたい。	1	御意見を踏まえ、表現を工夫させていただきました。
31	「子育てと親の介護に直面する「ダブルケア」」の記載については、「子育てと親の介護に直面する「ダブルケア」などケアする人を支える家族の問題」と、問題がより広い対象であることがわかるように書き換えていただきたい。	1	
32	「すこやか進行中」(ガイドブック)に高齢者向けサービスが記載されているので、読むように言われているが、100ページあるものをなかなか理解できない。保健福祉センターや地域介護予防推進センター等で勉強(輪読)会を開き、10回参加して完読すれば100ポイント上げて、「いきいきポイント手帳をプレゼント」というのが良いと思う。または、DVDを作ってもらい、各市立図書館で見れるようにしてほしい。	1	担当部署に御意見をお伝えさせていただきます。
33	行政の情報発信に当たっては、大学のまち京都を生かし、市社協やボランティア団体、大学と連携し、大学に情報発信の拠点を作ったらどうか。	1	行政からの制度周知や情報発信にあたり、御意見を参考にさせていただき、工夫を図ってまいります。
34	成年後見利用促進計画に該当する部分はどこか。また専門用語が多すぎるため、市民にもわかりやすいものにしてほしい。	1	成年後見利用促進計画に該当する部分については、推進項目3に記載させていただきました。
35	複合的な課題への支援において、司法関係者の役割も大きい。	1	
36	地域福祉活動の基盤である学区社協の活動の中に「障害のある人」の存在というのはほとんど取り上げられていない。共生の理念を謳うに当たっては、「障害」の問題は正面から取り上げてもらいたい。本指針が少しでも具体性を持ったものとしてすべての人の生きやすさや暮らしやすさにつながり、広く市民に周知され、より多様性のある優しさのあふれる京都市が実現することを望む。	1	御意見にあります、学区社協の活動については、市社協・区社協へも御意見をお伝えさせていただきます。また、障害のある方を含め、それぞれの多様性を認め合える地域の実現は、地域福祉の基盤となるものであり、推進項目1の取組項目①に記載のとおり、引き続き、関係部署と連携して取組を推進してまいります。
37	市社協・区社協の運営構造の見える化が必要。	1	市社協・区社協へ御意見をお伝えさせていただきます。
38	神戸市のような認知症事故救済制度を定めてほしい。	1	担当部署に御意見をお伝えさせていただきます。
39	低所得の方に対応できる施設を増やす。	1	

40	地域住民のために発行, 流通, 決済される地域通貨の運用を検討するなど, 地域住民が社会, 経済についての理解を深めることが必要。	1	今後の取組の参考にさせていただきます。
41	相談援助を担う職員の増員できるような, 国等の予算措置が必要。	1	
42	消費できない貧困もある。給料水準を上げることも必要では。	1	